

## 葛巻町子育て世代移住者住宅取得支援事業補助金交付要綱

### (目的)

**第1条** 子育て世代の移住促進と持続可能な町づくりに資するため、移住者が町内に住宅を取得する際に要する経費に対し、予算の範囲内で葛巻町補助金交付規則(昭和35年葛巻町規則第16号)(以下「規則」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

### (用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) Uターン者 町民であった者が町外に転出し、5年以上町外で生活した後、再び町に住民登録して生活の基盤が町にある者をいう。
- (2) Iターン者 町外出身者であって、新たに住民登録して生活の基盤が町にある者をいう。
- (3) 移住者 Uターン者及びIターン者をいう。
- (4) 住宅 入居予定の世帯員が専ら居住の用に供するための家屋であり、かつ日常的に居住するものをいう。
- (5) 取得 工事請負契約又は売買契約の締結により町内に住宅を取得し、かつ当該住宅の所有権を保存又は移転登記することをいう。

### (補助対象者)

**第3条** 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、町内への移住者であって住民登録をした日から5年内に新たに住宅を取得しようとする者で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 小学生以下の子どもを養育している者、又は夫婦の年齢の合計が60歳未満であること。
- (2) 所有权を共有し住宅を取得する場合、持ち分を2分の1以上所有しており、他の一方の者がこの要綱による補助金申請をしていないこと。
- (3) 市区町村に納めるべき税金等を滞納していないこと。
- (4) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

### (補助対象事業及び補助額等)

**第4条** 補助金交付の対象となる事業及び補助額等は、別表1に掲げるとおりとする。

### (申請の取下期日)

**第5条** 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

### (提出書類及び提出期日)

**第6条** 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

### (検査及び調査)

**第7条** 町長は、補助事業が完了したときは、その状況を検査するものとする。

2 町長は、必要があると認めたときは、申請者若しくは交付決定者に対し報告を求め又は調査を行うことができる。

(補助金の返還等)

**第8条** 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付を受けた日から 5 年以内に補助対象住宅から退去したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日から 5 年以内に補助対象住宅を売却、譲渡、貸借したとき。
- (3) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金交付決定の全部又は一部を取り消す相当の理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該交付した補助金の全額又は一部の額の返還を命ずることができる。

3 連帯保証人は、前項の補助金の返還について、申請者と連帯してその責務を負うものとする。

(定住奨励金の制限)

**第9条** この補助金の交付を受けたものは定住促進事業実施要綱（平成 21 年告示第 10 号）に定める奨励金の交付を受けることができない。また、定住促進事業実施要綱（平成 21 年告示第 10 号）に定める奨励金の交付を受けたもの又は葛巻町若者定住支援住宅条例（令和 4 年条例第 16 号）に定める住宅に入居したことのあるものは、子ども加算額の上限を 100 万円とする。

(その他)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の日以前に工事請負契約又は売買契約を締結し、令和 5 年 4 月 1 日以降に取得する住宅の場合は、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第4条関係）

取得区分	補助事業の対象経費	補助額	補助条件等
新築住宅	工事請負契約又は売買契約の締結により取得する住宅であって、敷地取得費、外構工事費及び住宅以外の附帯構築物の取得費用を除く。	基本額と加算額の合計額とし、補助金の額は対象経費の額を超えないものとする。	1 平成29年4月1日以降に取得するもの。 2 浴室、便所等を備えており、床面積50m <sup>2</sup> 以上又は2DK以上のもの。 3 賃貸又は転売を目的としないもの。 4 住宅の売買契約の相手方が、補助対象者の世帯員の3親等以内の親族でないもの。 5 この補助金のほか、国又は県の補助事業等により取得する住宅でないもの。
基本額			
	町内に事業所を有し住宅関連事業を営む法人又は個人事業者	対象経費の2分の1に相当する額以内の額であって、1件あたり200万円を限度とする。	
加算額			
	若年夫婦加算	夫婦の合計年齢が60歳未満の場合、50万円を加算する。	
	子ども加算	18歳未満の子ども1人につき50万円を加算し、150万円を限度とする。	

中古住宅	売買契約の締結により取得する住宅であって、敷地取得費、外構工事費及び住宅以外の附帯構築物の取得費用は除く。	基本額と加算額の合計額とし、補助金の額は対象経費の額を超えないものとする。
		基本額
		対象経費の2分の1に相当する額以内の額であって、1件あたり50万円を限度とする。
		加算額
	若年夫婦加算	夫婦の合計年齢が60歳未満の場合、50万円を加算する。
	子ども加算	18歳未満の子ども1人につき50万円を加算し、150万円を限度とする。

別表2（第6条関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	子育て世代移住者住宅取得支事業援補助金交付申請書 1 誓約書 2 住宅取得にかかる工事請負契約書又は売買契約書及び経費積算の内訳書の写し 3 住民票謄本 4 世帯全員の納税証明書又は税金等滞納がないことの証明書 5 登記簿謄本の写し 6 事業に要した経費の請求書又は領収書及び経費の内訳書の写し 7 補助対象住宅の現場写真 8 その他町長が必要と認めた書類	様式第1号 様式第2号	各1部	所有権保存又は移転登記完了又は住所を移したいずれか遅い日より1月経過後から5月以内
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号による書類	子育て世代移住者住宅取得支援事業補助金変更交付申請書 変更内容の分かる書類	様式第3号	各1部	必要な都度
規則第13条第1項の規定による書類	子育て世代移住者住宅取得支援事業補助金請求書	様式第4号	各1部	交付決定通知から15日以内